



産業廃棄物処分業許可証

住所 山口県下関市長府扇町6番21号

有限会社加藤産業

氏名

代表取締役 加藤 喬 士

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



産業物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

下関市長 前田 晋 太 良



許可の年月日 令和5年11月10日

許可の有効年月日 令和12年11月9日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

事業の区分

- ・中間処理（選別処分、破碎処分、切断処分）

産業廃棄物の種類

- ・選別処分： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、がれき類
以上7種類（自動車等破碎物を除く。）

これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

金属くず、汚泥（廃乾電池に限る。） 以上2種類（自動車等破碎物を除く。）

これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

- ・破碎処分： 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類
以上5種類（自動車等破碎物を除く。）

これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、廃プラスチック類

以上3種類（自動車等破碎物を除く。）

これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

- ・切断処分： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
以上7種類（自動車等破碎物を除く。）

これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設
・別紙記載のとおり

3. 許可の条件
・施設稼動時において、騒音・振動及び粉じん対策を講じること。

4. 許可の更新又は変更の状況
・別紙記載のとおり

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ~~無~~

以下余白

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です



2. 事業の用に供するすべての施設

・選別施設（磁選機）～

- (1) 設置場所： 山口県下関市大字小野字横竹1137番1
 (2) 設置年月日： 平成23年11月10日
 (3) 産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類
 (4) 処理能力： 廃プラスチック類 7.2t/日
 金属くず 10.0t/日
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 4.8t/日

・選別施設（バックホー）～

- (1) 設置場所： 山口県下関市大字小野字横竹1137番1
 (2) 設置年月日： 平成23年11月10日
 (3) 産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、がれき類 以上7種類
 (4) 処理能力： 廃プラスチック類 24.0t/日
 紙くず 35.0t/日
 木くず 106.0t/日
 繊維くず 40.0t/日
 ゴムくず 27.0t/日
 金属くず 159.0t/日
 がれき類 60.0t/日

・選別施設（磁選機）～

- (1) 設置場所： 山口県下関市長府扇町5番68、69
 (2) 設置年月日： 平成30年4月27日
 (3) 産業廃棄物の種類： 汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上9種類
 (4) 処理能力： 金属くず、汚泥（廃乾電池） 471.2t/日
 廃プラスチック類 145.8t/日
 紙くず 125.1t/日
 木くず 229.4t/日
 繊維くず 50.0t/日
 ゴムくず 217.1t/日
 金属くず 472.0t/日
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 417.2t/日
 がれき類 617.8t/日

・破碎施設（蛍光灯破碎機）～

- (1) 設置場所： 山口県下関市長府扇町5番68、69
 (2) 設置年月日： 平成30年4月27日
 (3) 産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（蛍光灯、HIDランプ及び放電ランプに限る。）
 以上3種類
 (4) 処理能力： 1.91t/日

・破碎施設（破碎機）～

- (1) 設置場所： 山口県下関市長府扇町5番68、69
 (2) 設置年月日： 平成30年9月20日
 (3) 産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、がれき類
 以上8種類
 (4) 処理能力： 廃プラスチック類 4.52t/日
 紙くず 3.28t/日
 木くず 4.92t/日
 繊維くず 4.41t/日
 ゴムくず 4.65t/日
 金属くず 3.37t/日
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 4.97t/日
 がれき類 4.41t/日

切断施設

- (1) 設置場所： 山口県下関市長府扇町5番68、69
(2) 設置年月日： 平成31年4月17日
(3) 産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)以上7種類
(4) 処理能力： 廃プラスチック類 2.94 t/日
紙くず 2.52 t/日
木くず 4.62 t/日
繊維くず 0.96 t/日
ゴムくず 4.32 t/日
金属くず 9.48 t/日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 8.40 t/日

4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可年月日 平成23年11月10日
更新許可年月日 平成28年11月10日 (優良認定)
変更許可年月日 平成30年4月27日
(選別施設の追加、破碎施設の追加、「汚泥(廃乾電池に限る。)」の追加)
変更届出年月日 平成30年9月20日 (破碎施設の追加)
変更許可年月日 平成31年4月17日 (切断施設の追加)
更新許可年月日 令和5年11月10日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です